

連 帯 保 証 書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会 長 坂 本 久 殿

(法 人 名)

1 私は、
に 関 し、同社 の 取 引 の 相 手 方 等 から の 請 求 に よ り、宅 地
建 物 取 引 業 法 第 64 条 の 8 の 規 定 に 基 づ い て 弁 済 業 務 保 証 金 の 還 付 が な さ れ た 場 合 に は、
同 法 第 64 条 の 10 の 規 定 に 基 づ い て 同 社 が 貴 協 会 に 支 払 う べ き 還 付 充 当 金 納 付 債 務 に
つ い て、連 帯 し て 保 証 い た し ま す。

私 は、次 の ①～③ の 場 合 に お い て も、上 記 連 帯 保 証 の 履 行 責 任 を 負 う こ と を 確 認 ・
理 解 い た し ま し た。

- ① 私 が 同 社 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) を 退 任 し、新 任 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) が 選 任 さ れ
な い 場 合 に お け る 還 付 充 当 金 納 付 債 務 の 一 切。
- ② 私 が 同 社 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) を 退 任 し、新 任 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) が 選 任 さ れ
た 場 合 で も、新 任 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) が 貴 協 会 に 対 し 還 付 充 当 金 納 付 債 務 に つ い て
の 連 帯 保 証 書 を 差 し 入 れ ない 場 合 に お け る 還 付 充 当 金 納 付 債 務 の 一 切 (な お、私 が 同 社
の 代 表 取 締 役 (代 表 者) を 退 任 し た 後 の 同 社 の 還 付 充 当 金 納 付 債 務 を 含 む ま す。)。
- ③ 私 が 同 社 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) を 退 任 し、新 任 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) が 選 任 さ
れ、新 任 の 代 表 取 締 役 (代 表 者) が 貴 協 会 に 対 し 還 付 充 当 金 納 付 債 務 に つ い て の 連 帯
保 証 書 を 差 し 入 れ て 連 帯 保 証 を し た 場 合 に お い て、私 が 同 社 の 代 表 取 締 役 (代 表 者)
を 退 任 す る 以 前 の 同 社 の 行 為 に 関 す る 還 付 充 当 金 納 付 債 務 の 一 切。

極 度 額: 1,000 万 円 (極 度 額 は、宅 地 建 物 取 引 業 法 第 64 条 の 8 第 1 項 の 規 定 に よ り ① 主 たる 事 務 所 分 と し て 1,000 万
円、② 設 置 す る 従 たる 事 務 所 の 数 に 500 万 円 を 乗 じ た 額 を 算 出 し、① と ② の 合 計 額 を 記 入。)

(法 人 名)

2 私 は、
か ら、民 法 第 465 条 の 10 所 定 の (1) 財 産 及 び 収 支
の 状 況 (2) 主 たる 債 務 以 外 に 負 担 し て い る 債 務 の 有 無 並 び に そ の 額 及 び 履 行 状 況
(3) 主 たる 債 務 の 担 保 と し て 他 に 提 供 し 又 は 提 供 し よ う と す る も の が あ る と き は
そ の 旨 及 び そ の 内 容 に つ い て、情 報 提 供 を 受 け、理 解 し て い ま す。

令 和 年 月 日

住 所

連 帯 保 証 人

④